

合併等の会計処理の行方

制度調査部
吉井 一洋

ASBJ が調査研究を公表

【要約】

2008年月上旬に、EUによるわが国会計基準に対する同等性評価の結論が出される予定であり、それに向けて、わが国では会計基準の見直しが行われているところである。

わが国の合併等の会計処理（企業結合会計）では「持分プーリング法」が認められている。これが廃止される否かが、EUにおいて同等と評価されるか否かのポイントとなると思われる。

ASBJ（企業会計基準委員会）が10月16日に公表した報告書によれば、持分プーリング法を用いた例は3例に過ぎない。経済界から大きな反対が寄せられなければ、持分プーリング法は撤廃に向かうものと思われる。

1. 持分プーリング法

わが国の企業結合会計基準では、企業結合の会計処理方法としてパーチェス法を原則としつつ、「持分の結合」と認められる場合には持分プーリング法の適用を認めている。パーチェス法では、被取得会社の資産・負債は「時価」で受け入れ、取得原価（取得対価の時価）と受入純資産額（受入資産の時価 - 受入負債の時価）との差額は、のれん又は負ののれんとして計上する。これに対して持分プーリング法では、被取得企業の資産・負債は帳簿価額で受入れる。のれん又は負ののれんは発生しない。

わが国の企業結合会計では、対等合併のように、いずれが他方を取得したか不明である場合には持分プーリング法を認めるべきとの産業界の主張に配慮して、「持分の結合」に該当する場合に限り、持分プーリング法の適用を認めている。「持分の結合」に該当するためには、取得の対価が議決権のある株式である、合併後の議決権比率が45:55～55:45であること、他の支配関係が無いことといった要件を全て満たさなければならないこととされている。については、結合企業の株式の交換比率（合併比率）が、それぞれの株価に基づいて算定した交換比率と一定以上カイ離し、多額のプレミアムが発生している場合には要件を満たさないこととされている。即ち、時価総額が概ね対等である企業同士の結合に限り、持分プーリング法の適用を認めているわけである。

しかし、IFRSや米国基準では、取得者が不明な企業結合は経済的合理性を欠くとの考えから、持分プーリング法の適用は認めず、パーチェス法に一本化されている。

EUでは、2005年1月から、EU域内の上場企業にIFRS（国際財務報告基準）による連結財務諸表

の作成を義務付けた。その際に 2007 年以降は、EU 域内で資金調達を行う EU 域外企業に対しても IFRS 又は「IFRS と同等と認められる会計基準」に基づく連結財務諸表の作成を求めるとされた。EU 域外企業にも IFRS の適用を強制するにあたって、EU では、その企業の母国の会計基準が IFRS と同等と認められるかについて検証(同等性評価)を行うこととなった。同等性評価は、日本を含む 3 ヶ国(他の 2 ヶ国は米国とカナダ)を対象に進められた。評価を行うのは EC(欧州委員会)であり、その判断を行うための材料として、EC は CESR(欧州証券規制当局委員会)に技術的助言を行うよう要請した。

EC から同等性評価に関する技術的助言を要請された CESR では、各国の規制当局や会計基準設定主体との協議等を経て、2005 年 7 月 5 日、技術的助言の報告書を公表した。この報告書では、日本の会計基準を IFRS と「総じて同等である」としつつも、全部で 26 の項目について調整措置を要求している。ちなみに米国とカナダの会計基準も同等とされたが、米国は 19 項目、カナダは 14 項目について調整措置が必要とされた。

CESR(欧州証券規制当局委員会)が 2005 年 7 月に調整が必要と指摘したわが国の会計基準の 26 項目のうち、企業結合に関連するものが 7 項目ある。中でも、「持分プーリング法」については、補完計算書による調整が必要なレベルの相違点として指摘されている。即ち、調整が必要な項目の象徴的な項目が「持分プーリング法」であり、この項目についてわが国が対応を行わなかった場合、EU の最終的な同等性評価において、わが国会計基準が同等でないと評価される可能性がある。

そこで、ASBJ では「持分プーリング法」について、見直しに着手している。2007 年 10 月 16 日に「企業結合会計に関する調査報告」を公表している。調査報告では、2006 年 4 月 1 日から 2007 年 7 月 2 日までに提出された有価証券報告書、半期報告書に基づき調査を行っている。調査報告によれば、企業結合会計導入後行われた企業結合 116 件のうち、持分プーリング法を用いた例は 3 例に留まり、残り 113 件はパーチェス法を適用している。この調査報告を受けて、ASBJ は今後、年内にも論点整理をまとめる予定である。経済界から大きな反対が寄せられなければ、持分プーリング法は撤廃に向かうものと思われる。

2. 企業結合関連のその他の調整項目

2005 年 7 月の CESR の報告書で調整措置が必要とされたその他の項目としては図表の項目が挙げられる。

図表 企業結合の短期調整項目(持分プーリング法を除く)

項目	日本基準の取扱い	IFRSの取扱い
企業結合の対価算定日	企業結合の主要条件が公表された日前の合理的な株価を基礎に算定する。	交換日現在の公正価値で測定する。
取得研究開発	取得企業が取得対価の一部を研究開発費等に配分した場合は、配分時に費用処理する。	取得企業が取得対価の一部を研究開発費等に配分した場合は、無形資産として計上する。
負ののれん	20年以内に適切な期間で償却する。	資産・負債の認識・測定を再度見直し、見直し後も残った額は利益に計上する。
少数株主持分	全面時価評価法と部分時価評価法の選択適用可能	全面時価評価法を採用
段階取得	段階取得を行う際に過去に取得した分を再評価しない。	段階取得を行うたびに、過去に取得した分を再評価する。
外貨建ののれんの換算	在外子会社ののれんを取得日レートで換算する。	在外子会社ののれんを決算日レートで換算する。

前述した ASBJ の調査報告では、上記の項目のうち 、 、 、 、 について調査をしている。調査報告ではこれらの項目について今後検討を進めていくことが適当としている。このうち 、 ~ は持分プーリング法と合わせて検討される予定である。

については、ASBJ が 2006 年 10 月に公表した「我が国会計基準の開発に関するプロジェクト計画について EU による同等性評価等を視野に入れたコンバージェンスへの取組み 」では、CESR に 2005 年 7 月に開示が必要とされた注記項目（金額、発生原因、償却方法及び償却期間）は、企業結合会計基準の注記で既に要求されていることから、既に対応済みとの考えを示していた。しかし、今回の調査報告では、今後検討すべき項目として挙げられている。

については、無形資産専門委員会で検討され、2007 年末までに論点整理が公表される予定である。無形資産専門委員会では、ア.内部創出による研究費・開発費の取扱い、イ.耐用年数が不確定な無形資産の当初認識後の会計処理、ウ.企業結合時に取得された仕掛研究開発費も検討している。アについては、日本基準・米国基準では発生時に費用計上しているが、IFRS では、一定の条件を満たす開発費は資産計上する。イについては、IFRS では償却しないが、日本基準では取扱いが明確でない。ウについては IFRS では、公正価値で無形資産として計上し、耐用年数が不明瞭な場合は毎期減損処理し、耐用年数が確定した後は償却をすることとしている。関連するプロジェクトが中止となった場合は、全額を減損として計上する。近々に改正される企業結合会計基準により、米国基準でも同様の取扱いが行われる。これらを踏まえた見直しが検討され、2007 年内に A S B J から論点整理が公表される予定である。

2. 「のれん」の償却

わが国の企業結合会計基準では、合併等の企業結合に対してパーチェス法を適用した場合に生じる「のれん」について、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって償却することとしている。さらに、減損が生じている場合には減損処理を行うこととしている。

一方、米国基準や IFRS (国際財務報告基準) では、「のれん」は償却せず、減損が生じた時に減損処理をすることとしている。ただし、被取得企業の取得原価を、被取得企業の資産・負債に配分する際に「無形資産」に該当するものがあれば、「無形資産」に厳格に配分する処理が求められている。「無形資産」は耐用年数にわたって償却される。

この「のれん」の処理は、EU 同等性評価に対応した 2008 年までの調整項目には含まれておらず、2011 年までのコンバージェンス項目とされている。